

紙類貿易情報講演会録

2017年10月23日(月)
15:00-16:30
紙パルプ会館会議室にて
組合/山浦記

日本紙類輸出組合・日本紙類輸入組合

参加者

28名

講師

経済産業省 通商政策局

通商機構部 国際経済紛争対策室

参事官補佐

清水 茉莉 様

「2017年版不正貿易報告書及び経済産業省の取組方針について」

経済産業省 製造産業局 素材産業課

係長

江澤 侑矢 様

「合法伐採木材流通利用促進法(クリーンウッド法)について」



2017年版不正貿易報告書及び経済産業省の取組方針について

2017年版不正貿易報告書

と取組方針:2017年版では韓国のアンチダンピング措置や中国のサイバーセキュリティ法を掲載した。また、経済産業省の取組方針では特に優先的に正に取り組む案件を掲載し、当該案件の取組状況と成果を公表している。

日米間の経済連携協力:

日米首脳は両国間及び地域の経済関係強化、通商ルールの執行(エンフォースメント)の協力

について一致した。経済産業省でも「通商法務官オフィス」を設置し、体制の強化を図っている。

2017年版不正貿易報告書の

ポイント:1.WTO 紛争解決手続案件(インド、韓国、ブラジル)、2. 新たな問題措置(中国、米国、韓国、インド、トルコ)、新規特集記事(市場経済国問題、Brexit 等)。

各国の紛争解決手続利用状況:

二国間協議要請・被要請合計での上位利用国は米国(244件)、

EU(181件)、カナダ(55件)で、日本は38件。ブラジル、アルゼンチン、メキシコなどの途上国も積極的に活用しており、近年では要請・被要請ともに中国関連の事案が増加している(54件)。

外国政府による不正な貿易

措置に関する相談窓口:経済産業省では、国際ルール上問題となる外国政府の貿易政策・措置への相談窓口を設置し、解決支援を行っている。

合法伐採木材利用促進法(クリーンウッド法)について

いままぜ合法伐採木材なのか:

違法伐採木材はコストが安く、不正な貿易やゲリラ・テロ組織への資金提供の原因となる。世界全体では15~30%が違法伐採されたもの。合法伐採木材の利用促進により、市場から違法伐採木材を減らしていく必要がある。

クリーンウッド法の概要:

木材関連事業者は、木材・木製品の購入、販売の際にすべて合法性の確認をするように努めなくてはならない。また、的確な合法性の確認、

合法伐採木材の利用を促進する

事業者は、登録実施機関に申請し、登録木材関連事業者の名称を使用できる。紙業界においては製紙メーカー、代理店、卸商が木材関連事業者に該当し、紙類では木材パルプ、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、コピー用紙、フォーム用紙、印刷用紙等が木材・木製品に該当する。市場において合法性の確認がなされた木材等が選択される社会となっていくことを期待。

質疑応答

輸出協議会に提出した弊組合の意見の不正貿易報告書への反映:既に報告書に反映している。

登録木材関連事業者が少ない場合の具体的な検討について:現時点では具体的な検討はしていないが、必要に応じて今後検討したい。



経済産業省 通商政策局 通商機構部 国際経済紛争対策室

連絡先(E-mail): multi-trade@meti.go.jp TEL:03-3580-6596 FAX:03-3501-1450